

6年諮問第4号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員大橋久美子は、令和7年3月31日をもって任期が満了するので、その後任として次の者を推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月20日提出

瀬戸市長 川本雅之

竹川典子